

# 文部科学省におけるストーカー被害者支援の取組

<第4回ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会>

平成26年3月 文部科学省

1. 情報モラルの育成について

2. 学校における相談体制の充実について

3. 学校における防犯教育・管理について

# 情報モラルの育成に関する取組について

- インターネットや携帯電話などの普及に伴い、インターネット上の誹謗中傷やインターネット上の犯罪、違法・有害情報等の問題に子供たちが巻き込まれる危険性が増大。
- 情報社会が進む中、情報化の影の部分について十分理解し、適切に情報を取り扱うための情報モラルに関する教育の重要性がますます増加。

## 学校における情報モラルに関する指導等

- ・新学習指導要領に基づく指導（適切な利用方法等）（H20～）
  - ・「教育の情報化に関する手引」の作成（情報モラルに関する指導例等を掲載）（H22）
  - ・「情報モラル教育実践ガイドンス」の作成（情報モラルに関する指導者向け教材）（H23）
  - ・道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成（情報機器はよく考えて使うことが大切である旨を記載）（H26）
- ・情報モラルに関する教員用の手引書の作成（H26）
  - ・（独）教員研修センターと連携して各地域の中核的な教員等を対象とした研修を実施（H22～）
  - ・携帯電話の小中学校への原則持込み禁止、高等学校の校内での使用の制限（H21～）

## ◆教員の指導力の向上

## ◆学校での携帯電話の取扱いに関する指導

## 「情報モラル」に関する小・中・高等学校における主な取組(抜粋)

○小中高の新学習指導要領において、各教科等の指導に当たって、児童・生徒が情報モラルを身に付けることを規定。具体的な記述は以下のとおり。

※「情報モラル」：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

学習指導要領	学習指導要領解説
<b>【総則】(小、中、高)</b>  各教科等の指導に当たっては、 <u>情報モラル</u> を身に付けるようにするための学習活動を充実する。	<p>インターネット上の<u>犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ指導</u>することが必要である。(小、中、高)</p> <p><u>情報発信による他人や社会への影響や、ネットワーク上のルールやマナーを守ることについて考えさせる</u>学習活動などが必要である。(小)</p> <p><u>ネットワークを利用する上での責任や、基本的なルールや法律を理解し違法な行為のもたらす問題について考えさせる</u>学習活動などが必要である。(中)</p> <p><u>ネットワークを利用する上での責任や、ルールや法律の内容を理解し違法な行為による個人や社会への影響等について考えさせる</u>学習活動などが必要である。(高)</p>
<b>【道徳】(小、中)</b>  <u>情報モラル</u> に関する指導に留意すること。	自分のことを明らかにしなくとも情報のやりとりができるという匿名性に伴って、使い方によっては相手を傷つけるなど、 <u>人間関係に負の影響を及ぼすこと</u> を押さえて指導上の配慮をしていく必要がある。(小、中)
<b>【技術・家庭】(中)</b>  [技術分野] 著作権や発信した情報に対する責任を知り、 <u>情報モラル</u> について考えること。	<u>情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険回避、人権侵害の防止等</u> 、情報に関する技術の利用場面に応じて適正に活動する能力と態度を育成する。
<b>【情報】(高)</b>  <u>情報化が社会に及ぼす影響を理解</u> とともに、望ましい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用することの必要性を理解させる。	電子掲示板などで時間や場所にとらわれずに自由な議論ができるようになった一方で、悪質な書き込みや誹謗・中傷も問題になっていることなど、 <u>利便性と犯罪などに結び付く危険性との関係を題材として扱うこと</u> 。

# ちょっと待って！ ケータイ＆スマホ



ネットで起きていることをよく知らないままケータイやスマホをはじめるのは、ちょっと待って！  
まずは6つの事例を読んで、ケータイやスマホを使う目的をしっかり考えよう。

## 1 ちょっと待って、その書き込みはだいじょうぶ？

悪口やいじめやウソの書き込みをすると、どうなってしまうのか。

### ネットいじめは、人としてカッコ悪いこと

たくさんの人が見ることができるネットに、悪意のある書き込みや投稿とうこうをするとどんなことになるのだろう。短期間で極めて深刻になる場合もあるし、相手に大きな苦痛を与え、その人の人生も変えてしまうような事態になることも。自分のことが書かれていたらどういう気持ちになるか考えてみよう。

### 他の書き込みを組み合わせれば、個人がわかってしまうことも

自分のやったことだと分からぬと思っても、複数のサイトのプロフィール情報、ページのリンク先や検索結果等から個人がある程度わかることがある。また、誰のしわざか気づいている人がネットに書き込み、バレてしまうことが多い。警察が調べなくてもこうやって個人がわかることがあり、次はやられる側になってしまふことも。

もちろん、警察が調べればもっと個人が特定できる。考えてみて！ネットは通信記録が残っているから、メールを集中して送ったり、掲示板で悪口を書いたり、悪質な画像を掲載したりする人を追跡できるんだ。大変なことになる前に気がつかなきゃね。誰がやったのかばれないなんてありえない！



### ■ネットの発言も罪になる

姿が見えないからといって「言いっぱなし」は通用しない。たとえ面白半分のつもりでも、多くの人が見て騒ぎになるような投稿や書き込みは犯罪になり、未成年者でも逮捕されている。例えば、特定の個人への悪口や中傷は、「名誉毀損罪」や「侮辱罪」などの対象になる。

### ■中学生がいじめ暴行の動画投稿 2012年7月

中学2年の男子生徒4人が、同級生の男子生徒2人に對し、お互いに殴り合ったり蹴り合ったりさせ、うち1人がその映像を2人の実名を入れたタイトルで動画投稿サイトに投稿した。学校はいじめと判断して4人を指導し、動画を削除させた。

### ■中学生がネットの掲示板で犯行予告 2011年2月

ネットの掲示板に「新宿駅バス乗り場近くで通り魔を起こす」などと書き込んだ男子中学生を威力業務妨害で逮捕。近所のスーパーのネット回線を利用し、携帯型ゲーム機を使って書き込みしていた。「1人でやった。どのくらい騒がれるのか見てみたかった」と容疑を認めている。警察は、解析で書き込みをした位置を特定し警戒を続け、捜査員が男子生徒を発見した。



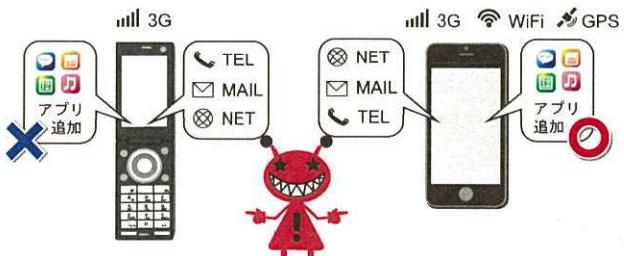
## 2 ちょっと待って、ケータイとスマホ何が違うの？

スマホは、小さなパソコン。性能も危険性もケータイの比じゃない！



### おもに3つの違いがある

1. ケータイは、電話の機能にメールやウェブ等の機能を加えたもの。スマホは本質的にはパソコンで、電話は機能の一部にすぎない。そして、後から自分が必要とする機能「アプリ」を追加することができる。スマホのサービスは、アプリ提供者や運営者、広告配信事業者等、多種多様な企業や団体が関わっているため、利用条件や安全基準もバラバラ。気をつけることはケータイの比じゃない。
2. スマホは、携帯電話会社の電波(3G、LTE等)に加え、無線LANの電波(Wi-Fi)が利用できる。
3. スマホには、GPS(位置情報)機能があり、カメラの位置情報を「ON」のままで写真を撮影すると、写真の画像ファイルには、撮影した場所の位置情報が記録される。(設定等で変更できる)



### ■事例

ネットで知り合った人とメールアドレスを交換して写真を送ってしまった。すると、「自宅の特定ができたから住所や電話番号をネットにさらす。」と言われた。すごく怖い。むこうには自分の個人情報がわかっているようだ。メールアドレスで住所の特定などできるのだろうか？ネットに公開されると思うと心配だ。

### ■解説

住所などの個人情報は電話会社が法律にしたがって管理しているため、一般の人がメールアドレスから住所を調べることはできない。ところが、スマホの位置情報をオンにした状態で撮影した写真には、位置情報が記憶される場合があり、撮影場所を特定することはある程度可能。その写真をネット上に公開すれば、自分の行動や自宅のおおよその場所等が見ず知らずの人たちに知られてしまうかも。スマホで写真を撮る前に、位置情報の設定を確認しよう。また、ネットの向こう側にいる見えない相手は、身近な友だちは違うということを意識して、メールアドレスや写真の交換を安易に行なうことは絶対にやめよう。

### ■参考情報「保護者のための青少年のスマートフォン利用のリスクと対策」

(出典：安心ネットづくり促進協議会 <http://sp.good-net.jp/>)

## 3 ちょっと待って、コミュニティで知り合った人は本当に友だちなの？

プロフ、ゲーム、メル友、ブログ、チャットアプリ…にひそむワナ！



### 自分は絶対にだいじょうぶと思わないで

「同じ趣味をもった人が集うサイトなら、気の合う友だちが見つかるはずだし、あやしい出会い系サイトじゃないから安心」と思ってしまうのが落とし穴。実は年齢や性別をいつわっていたり、想像と全く違う人だったりすることもある。友だちのつもりで、名前や学校名を教えたら、暴行、誘拐、恐喝などの恐ろしい事件に巻きこまれてしまうかもしれない。

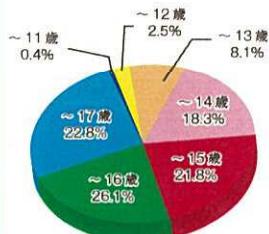
### ■解説

優しいのは、相手の狙いだったりすることもあるので、「自分の情報を教える=危険」そして「会う=もっと危険」と思いましょう。別人の写真を使うこともできるのだから、本当の顔が見えないケータイやスマホで素敵な出会いを求めるといいで。

また、「お金をあげるから」と写真や私物を送らせる手口もある。特に顔写真は危険。相手がネットに流してしまうこともあり、一度でもネットに出てしまった写真は、あちこちにせられたり加工されたりして、取りもどすことはまずできないんだ。

警察庁の調査では、2012年にコミュニティサイトで犯罪被害にあった18才未満の子どもは1,076人で、出会い系サイトの218人より多い。コミュニティサイトの例は、SNS、プロフ、ゲームサイト。犯罪者はあやしげなサイトではなく、子どもが使いそうなサイトに良い人をよそおって忍びこんでいるので、十分注意しよう。被害者は11歳未満から17歳まで幅広く狙われていることもわかる。

### 年齢別の被害児童の割合 (コミュニティサイト)



出典：警察庁広報資料

平成25年2月28日

「平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について」抜粋

<http://www.npa.go.jp/cyber/statistics/h24/pdf02-2.pdf>



■「モデル募集」に応募したつもりが、女子中学生暴行される 2012年9月  
女子中学生にわいせつな行為をした31才の塾講師を児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕。塾講師は、撮影モデルを募るネット上の掲示板で女子生徒と知り合い、3万円を支払ってセーラー服姿を撮影した上、わいせつな行為をした。

### ■航空券が送られて、自宅まで誘い出される 2012年10月

20才のコンビニ店従業員を未成年者誘拐で逮捕。SNSを通じて知り合い結婚を約束した女子中学生に「愛知に出てくれば？自分のところに一緒に住めばいい！」と言い、航空券を手配して女子生徒を愛知の空港に誘い出し、自宅に連れ込んだ。

### ■その他にも事件がある

最近はメールよりも手軽に使える無料通話・メッセージアプリを使う人が増えているが、こうしたアプリで知らない人と連絡をとることで犯罪の被害にあう青少年が増えている。

#### 4 ちょっと待って、それ本当にしてもいいの？

みんながやっているから、やっていいことなの？



簡単に信じないで…怖くて転送してしまうメール

「1週間以内に20人に転送すること」などと、不特定多数の人に転送させようとするのがチェーンメール。転送を止めさせないために、「転送しないとこわい人が家に行きます」「転送しないと料金を請求します」といったこわがらせる内容が書かれていることもある。

## ■解說

自分がもらって困るようなメールは、友だちも同じように困る。メールをとめてもだれにもわからないし、おどしにきたり、パケット代金を請求されたりしない。チェーンメールはとめよう！自分でとめるのがこわかったら、チェーンメールの転送を受け付ける窓口を利用しよう。  
**撃退！** チェーンメール 携帯サイト <http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/mobile/>

手遊行业白皮书 | 2019年第4季度 | Report on Hand Game Industry Q4, 2019



違法ダウンロード

自分で楽しむためであっても違法な配信と知っていて音楽・映像をダウンロードするのは法律違反だ。これを違法ダウンロードといい、一定の場合には、刑罰の対象になる。さらに、音楽・映像を勝手に配信するのは、もっと重い刑罰の対象だから気を付けて！



## ■解説

個人的な利用目的でも、違法配信されている音楽・映像と知りながらダウンロードすることは違法(著作権侵害)であり、2012年10月からは、特に、そのダウンロードした音楽・映像が①販売または有料配信されていることと、②違法配信されていることの両方を知りながらダウンロードした場合には、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、あるいは両方の刑罰が科されることになった。また、音楽・映像の作者やそれらを販売する会社などに無断で作品をネットにアップロードすることも、厳しい刑罰の対象くなっているので注意が必要だ。

音楽や映像を買うときに払うお金は、作品を創作する人たちが次の作品を作るために必要な  
いほうせんなど、音楽や映像が不正利用されると、新しい作品やアーティストも生まれなく  
なり、音楽や映像を楽しむみんなにも、大きなマイナスになる。好きな音楽や映像を守るために、  
正規のコンテンツを楽しもう。

■参考：2012年10月1日施行 違法ダウンロードの刑事罰化について  
(出典：文化庁 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/online.html>)



## 5 ちょっと待って、そのアプリやサイトは危ないかも？

無料アプリには、落とし穴があるものも。いつの間にか請求されるサイトもある。



事例

**■学外**  
学校で流行っているアプリを自分もダウンロードした。そうしたら知らないメールアドレスから変なメールが届いた。自分のスマホの電話帳に入っている友だちのケータイやスマホに何回も変なメールが届いているらしい。自分のスマホから友だちの個人情報が盗まれたかもしれないと思うとこわい。急いでアプリを削除してみたが、問題は解決しなかった。

解説

左のマンガのようにアプリをダウンロードする際、スマホの電話帳の中身が外部に送信されてしまう不正なアプリが出回っている。また、電話がかかってきて料金を請求され、「未成年ですか?」と聞かれ「未成年の証拠に生徒手帳を送るようだ」と言われる手口もある。知らない番号や非通知の電話には慎重に対応するか番号拒否設定をするとよい。また、知らないメールアドレスからのメールも同様に拒否設定しよう。このようなトラブルにならないために、アプリは公式サイトからダウンロードするように注意し、利用する際には、利用規約をよく読んでから利用しよう。



いつのまにか登録されたり、いつのまにか有料になったり・・・

■ どこまでが無料なのか確認して

右のマンガのように、「無料」とうたったゲームサイトにアクセスして、高額な請求をされた、「表示がわかりにくいために、ゲームやアバターのアイテムが有料なのに気づかず、不用意にどんどん利用してしまった」というトラブルが起きている。携帯電話会社から請求がきたあとに支払いを拒絶するのは難しい。ゲームサイトを利用する前に、表示や説明をよく読みでおこう。

## ■事例(クリック詐欺)

懸賞サイト、占いサイトでもトラブルが起きている。例えば「懸賞に応募しようとメールアドレスなどを入力した後、個人情報使用の許諾を求められたが、よく読まずにOKをクリックした。その直後、サイトの登録画面が現れ、登録料金3万円の請求メールが届いた。1日に何十通もメールが届くので退会したいと問い合わせたがメールは全く減らない。」というトラブル。メールは無視し続けるかメールアドレスを変更する対策を。お金の請求がきても払わなくていい」というや。



### ■「電子契約法」

申込みの確認画面がない場合には、操作ミスで入力してしまった申込みなどの無効を主張できる。

## 6 ちょっと待って、睡眠を削ってまでネットをしないで！

過ぎた時間はとりもどせない、ムダに使わないで。



### ケータイ・スマホ中心生活 勇気をもってとめる宣言を！友だちに自分の気持ちを話してみよう！

#### ■解説

左のマンガのように、メールやチャットの返信が遅いと友だちに心配をかける、きらわれると思って、常にケータイやスマホを気にしていたり、自分からメールを終わらせると友だちに悪いと思って、延々とメールを送り続けたりしてしまう人がいるかもしれません。でも、最初に誰かが勇気を出して自分の困っていることや考えを話してみるといい。例えば、こんなふうに宣言してみたらどうだろう？

- ・夜6時から7時は食事中なのでケータイチェックはできない。
- ・夜8時から10時は勉強や好きなことをするので、すぐには返事をしないからね。
- ・夜10時以降は電源を切ってるよ。
- ・どうしてもすぐに返事できないときもあることをわかつて！

こうすれば、メールにふりまわされず、相手もラクになるはず。メールに夢中になるときもあるかもしれないけれど、宣言するだけでも全然違う。いつでも送れるのだから、目の前に大事なことがあるときは、無理してすぐに返信しなくていい。「急ぎなら電話で」という約束をするのもいい。とにかく大事なのは、ケータイやスマホにふりまわされること。

#### ■参考

### インターネット使用が青少年に及ぼす悪影響に関する調査より

コミュニティサイトに依存している人が、どのような時間を犠牲にしているかを感じているのかということを確認した結果、依存者の65%が「睡眠時間」を、40%が「勉強の時間」を、33%が「趣味に使う時間」を犠牲にしていることがわかった。ネット利用そのものが、他の生活時間にけずってしまう。依存的傾向が強い場合、とくに睡眠時間にしわ寄せが及びやすい。また、友人との関係で満足度が低いほど依存傾向が高まり、依存傾向が高い青少年は親との会話時間が減少する傾向が見られた。

身体の健康のためにも、ネット利用を抑え目にしよう。また、ネット依存の背景には、友人関係や親とのコミュニケーションが関係する。現実の世界における良好な人間関係を大切にしてネット依存にならないようにしよう。

(出典：安心ネットづくり促進協議会 [http://good-net.jp/reseach-study\\_release.html](http://good-net.jp/reseach-study_release.html))

## ルールを作って安心を、フィルタリングをかけて安全を。

自分を守りながらネットを楽しむために、最低限やっておきたいこと。

ネットを利用する際にどんな機械を使うかという違いはあっても、基本は人と人がつながる世界。楽しく安心して使うためには、ルールをつくることがおすすめ。

それぞれの家庭と環境に合わせて、家人といっしょに話し合いながら、自分が実行できるような無理のない具体的なルール作りを考えてみよう。ルールが決まったら、紙に書いて宣言してみるといいね。

1. 自分たちのルールを作る。
2. ルールを守れなかったときのルールを考えておく。
3. 自分たちのルールを作ったら、家人の人と話し合う。

### 保護者のみなさまへ



インターネットの有害なページの閲覧をブロックする仕組みが「フィルタリング」です。

現在、「青少年インターネット環境整備法」という法律により、18歳未満の子どものためにケータイやスマホを購入する場合には、携帯電話事業者等に未成年者が利用することを申し出たうえで、フィルタリングを利用するよう義務付けられています。フィルタリングの方法はいくつかの種類がありますので、子どもの判断力に応じたフィルタリング設定をしてあげてください。よくわからなければ、購入窓口や携帯電話会社等へ問い合わせて利用しましょう。

一方、携帯ゲーム機や携帯音楽プレイヤー、テレビなど、インターネットを利用できる機器が多くなってきました。こうした機器でも、危険を避けるために、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して、インターネットの閲覧を制限したり、Wi-Fi回線に対応したフィルタリングを活用するようにしましょう。

なお、スマートや携帯音楽プレイヤーは従来のケータイとは大きく異なり、パソコンと同様に基本ソフトのアップデートやセキュリティソフトの導入が必要になりますので、契約時によく確認しましょう。これらのことを見えて、子どもと一緒にケータイやスマホの安全な使い方について、話し合ってみてください。

#### 携帯電話等問い合わせ窓口

- NTT ドコモ 0120-800-000  
KDDI(au) 0077-7-111  
ソフトバンク 0800-919-0157  
イーモバイル 0120-736-157  
ウィルコム 0570-039-151

### 我が家のおさげのルールを作ってみよう ひととおりチェックしてみましょう



#### 1. どんな時に使う時間か心配

- (例)
- 食事中は使わない
  - お風呂に持ち込まない
  - 夜\_\_\_\_\_時をすぎたら利用しない
  - 利用は1日\_\_\_\_\_分まで
  - 家ではリビングで使う
  - 充電器はリビングにおく

#### 2. なんのために使うやりとりが心配

- (例)
- 自分の個人情報は書きかない
  - 悪口を書き込まない
  - 迷惑メールに返信しない
  - チェーンメールを転送しない
  - 知らない人からメールがきたら保護者に報告する

#### 3. 使うための約束料金が心配

- (例)
- 明細で料金を確認する
  - 料金が\_\_\_\_\_円を超えた分はおこづかいで払う
  - 料金が\_\_\_\_\_円を超えた翌月はケータイを使用しない
  - 着メロ、音楽、ゲーム等は勝手に会員登録やダウンロードをしない

## **2 . 学校における相談体制の充実について**

### **( 1 ) 生徒指導提要**

平成 22 年 3 月、小学校段階から高校段階までの組織的・体系的な取組を進めるため、生徒指導の概念・取組の方向性等を整理した学校・教員向けの基本書として作成し、各教育委員会及び学校等に配布。

P.179 ~ 「性に関する問題行動や性的被害の防止とその対応」

性に関する問題行動や性的被害は、学校の管理下だけでなくことから、校内外の関係機関との連携が重要

教員は、生徒の表情や態度などに現れたサインへの気づきの感度を高めることが必要

養護教諭と他の教職員との連携が重要

### **( 2 ) 教育相談指導者養成研修**

各都道府県、指定都市及び中核市において教育相談を担当する指導主事及び教諭に対し、教育相談における今日的諸課題について高度な見識を修得させ、各地域において、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が行われることを目的として、独立行政法人教員研修センターにおいて開催。

### **( 3 ) 学校における教育相談体制の充実**

スクールカウンセラー等の配置の推進など

### **3 . 学校における防犯教育・管理について**

#### **( 1 )学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」**

##### **の作成・配布**

学校において、誘拐などの犯罪に対する適切な行動の仕方などを内容とする防犯教育が効果的に行われるよう、幼・小・中・高・特別支援学校の内容を網羅した学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」を全国の学校等に配布し、安全指導の目標、内容等を明示してその充実を図っている。

#### **( 2 )防犯教育に係る指導者の研修**

##### **学校安全教室推進事業**

防犯訓練による学校への不審者侵入時の子供の安全確保の方 法などを内容とする防犯教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を全国で実施している。

#### **( 3 )「学校の危機管理マニュアル」の作成・配布**

不審者侵入事案が発生した場合等における学校の具体的な対応の参考となる共通的な留意事項を取りまとめた「学校の危機管理マニュアル」を全国の学校へ配付している。